

熊本市自転車ネットワーク計画改定支援業務委託に関する審査会審査基準

熊本市自転車ネットワーク計画改定支援業務委託に関する審査会（以下「審査会」という。）の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 市職員で構成する審査会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に熊本市都市建設局交通政策部地域交通支援課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、提案を無効として、その提案書は審査から除外する。
- (2) 事務局は、「3 審査項目」のうち、①企業の評価、②配置予定技術者の実績及び能力について、提出書類を確認し、集計する。
- (3) 委員は提案書等の記載内容を確認する。
- (4) 審査会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (5) 委員は、「3 審査項目」のうち③技術提案に対する評価に示した項目ごとに評価する。
- (6) 事務局は、(2) 及び(5)において、評価した点数の合計点の平均点を提案者の得点とする。

3 審査項目

次項「審査項目、配点及び審査基準（点数票）」参照

4 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、得点の最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目「③技術提案に対する評価」の点数が高い者を上位とする。「③技術提案に対する評価」の点数も同じ場合は、審査会の協議により、契約候補者を選定する。
- (3) いずれの提案も得点が60点未満の場合には、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。
- (4) 提案者が一者の場合は、得点が60点以上であれば、契約候補者として選定するものとする。

審査項目、配点及び審査基準（点数表）

評価項目	評価の着眼点		判断基準	配点
① 企業の評価	専門技術力	過去10年間の同種業務の実績の内容	<p>国、地方公共団体、特殊法人、地方公社等から直接受注した業務で、平成28年度以降に履行完了した「都市交通計画及び自転車関連計画の策定・改定業務の実績」を、下記の順位で評価する。</p> <p>① 交通関連データ（自転車を含む）を収集・整理して分析を行った業務</p> <p>② 交通関連データ（自転車を含まない）を収集・整理して分析を行った業務</p>	10
		技術者資格	<p>技術士（建設部門：道路または都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設—道路または建設—都市及び地方計画）、RCCM（「道路」、または「都市計画及び地方計画」）の資格を有する場合において下記の順位で評価する。</p> <p>① 技術士の資格を有する</p> <p>② RCCMの資格を有する</p>	5
② 配置予定技術者の実績及び能力	管理技術者	過去10年間の同種業務の実績の内容	<p>国、地方公共団体、特殊法人、地方公社等から直接受注した業務で、平成28年度以降に履行完了した「都市交通計画及び自転車関連計画の策定・改定業務の実績」を、下記の順位で評価する。</p> <p>① 交通関連データ（自転車を含む）を収集・整理して分析を行った業務</p> <p>② 交通関連データ（自転車を含まない）を収集・整理して分析を行った業務</p>	5
		テーマ1 業務実施方針	<p>実施体制、実施方針等が妥当で、目的、条件、内容の理解度が高く、かつ論理的で説得力がある場合に優位に評価する。</p>	25
③ 技術提案に対する評価	テーマ2	収集すべきデータの種類と取得方法	<p>自転車交通量の把握に必要なデータの妥当性と、取得方法の精度・信頼性が具体的に整理されている場合に優位に評価する。</p>	20
		分析手法と自転車ネットワーク計画への活用	<p>収集したデータを用いて交通量の推計・可視化をするための高度な分析手法が提案されており、自転車ネットワーク計画に活用するための工夫や留意点が、具体的に整理されている場合に優位に評価する。</p>	35
小計				100